

第 30 号

公共施設等運営権の設定について

次のように公共施設等運営権を設定することとする。

令和2年9月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 公共施設等の名称

有明工業用水道及び八代工業用水道

2 公共施設等の立地並びに規模及び配置

公共施設等運営権 設定対象施設	立地及び配置	規模（給水能力）
有明工業用水道（県が所有する部分に限る。）	1 白石堰取水口、取水トンネル、沈砂池、導水トンネル、導水ポンプ場及び導水管 玉名市月田から玉名市石貫まで 2 上の原浄水場 玉名市石貫744番地 3 送水管、接合井、配水トンネル及び金山分水場 玉名市石貫から荒尾市金山まで 4 配水本管及び支管 荒尾市金山から荒尾市水野ほか各給水先まで	1日当たり33,860立方メートル
八代工業用水道（県が所有する部分に限る。）	1 萩原接合井及び導水管路 八代市萩原町一丁目から八代市郡築一番町まで 2 白島浄水場 八代市郡築一番町138番地1 3 配水本管及び支管 八代市郡築一番町から八代市新港町ほか各給水先まで	1日当たり27,300立方メートル

3 公共施設等運営権者

所在地 熊本県荒尾市荒尾2014番地1

名称 ウォーターサークルくまもと株式会社

代表者 代表取締役 松尾晃政

4 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

- (1) 統括マネジメントに係る業務
- (2) 工業用水等の供給に係る業務
- (3) 施設の更新に係る業務

5 公共施設等運営権の存続期間

- (1) 令和3年4月1日から令和23年3月31日まで
- (2) (1)にかかわらず、不可抗力の発生その他存続期間の延長を必要とする事由が生じた場合には、熊本県及び公共施設等運営権者が協議の上、合意した日まで存続期間を延長することができる。ただし、その期間は、5年を超えることができない。

(提案理由)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第1項の規定により熊本県有明・八代工業用水道運営事業に係る公共施設等運営権を設定するに当たり、同条第4項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。